明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年二月二十一日開催の第九回通常総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年三月三日

東京都千代田区神田小川町二丁目二番地二
事業協同組合ＢＣＦ
代表理事　安藤　正明

訂正公告

平成二十九年二月九日掲載の合同会社思源に係る組織変更公告中、商号「合同会社思源」とあるは「四通合同会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年三月三日

埼玉県春日部市永沼字川端二九七―一
四通合同会社
代表社員　魏　杰

訂正公告

平成二十九年二月二十七日（号外第三十八号）掲載の左記会社に係る合併公告（枠組）中、丁の社名が「日峯交通」とあるは「有限会社日峯交通」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年三月三日

徳島県小松島市中田町字新開二六番地の五
（甲）株式会社日峯タクシー
代表取締役　平野　清臣
徳島県小松島市赤石町八番五号
（乙）有限会社共栄タクシー
代表取締役　平野　清臣
徳島県小松島市立江町字前田六六番地の一七
（丙）有限会社立江タクシー
代表取締役　平野　清臣
徳島県小松島市中田町字新開二六番地の五
（丁）有限会社日峯交通
代表取締役　平野　清臣

正誤

平成二十五年十一月六日文部科学省告示第百五十五号（社会通信教育を認定した件）

（原稿誤り）

五ページ下段表中通信教育の名称欄中「生涯学習支援実践講座　生涯学習コーディネーターネーター研修」は「生涯学習支援実践講座　生涯学習コーディネーター研修」の、実施者の名称欄中「一般財団法人日本通信教育協会」は「一般財団法人社会通信教育協会」の誤り。

平成二十六年七月八日文部科学省告示第九十一号（文部科学省認定社会通信教育講座の通信教育の名称の変更を許可した件）

（原稿誤り）

九ページ上段表中

（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座電気系専門コース	（旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座電気系専門コース
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座	（旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座

」

社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、材料工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。

平成八年十二月十九日

◉号外　三月三日付第四三号九六ページ　十一月二十九日付衆会第一
Ⅰ―ジ●同日付政府調達第四二号四八ページ●二十八年五号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）

は

（旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座電子系専門コース	
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座材料工学専門コース	
（旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座材料工学専門コース	

の

（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座電気系専門コース	社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、電気工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。
（旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座電気系専門コース	
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座電子系専門コース	社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、電子工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。
（旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座電子系専門コース	
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座材料工学専門コース	社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、材料工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。
（旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座材料工学専門コース	

平成八年九月六日

」

誤り。